【報告基準日】

・　平成３１年３月１日

世界遺産暫定一覧表記載資産　準備状況報告書

1. 資産名称

彦根城（ひこねじょう）

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

滋賀県（しがけん）　彦根市（ひこねし）

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡（記念工作物、建造物群を含む）

文化的景観の適用（無）

4. 資産の概要

彦根城は、17 世紀から 19 世紀半ばの日本において、武士が戦士から統治者へ自らの役割を変えることにより、200 年以上にわたって秩序ある安定した社会を維持した文化的伝統の物証である。日本列島のほぼ中央に位置する近江（現在の滋賀県）にあり、井伊家が徳川将軍家から預けられた領地を統治する拠点として機能した。

17 世紀初め、徳川将軍家は、1 世紀以上にわたって続いた戦乱に終止符を打ち、日本を統一した。将軍家を頂点とする武士たちは、以下の 2 つの動きによって新しい統治の仕組みを確立し、19 世紀半ばまで内戦や対外戦争を起こすことなく、秩序ある安定した社会を維持することに成功した。

1 つ目は、戦いが起こることのない、秩序ある安定した社会を維持する統治の仕組みを確立したことである。17 世紀には徳川将軍家が日本全体の統治者となり、将軍から大名へ、大名からその家臣へと領地が預けられる仕組みが確立した。武士の領地に対する考え方が一変し、家臣が大名の城へ集住し、大名と家臣が組織的に領地全体を統治するようになったことで、秩序ある安定した社会を確立することができた。彦根城は、丘の上に統治の正当性と永続性を象徴する天守がそびえ、その麓に城主の住む表御殿を配置し、統治に責任を負う重臣たちの屋敷がその周囲を取り囲むという形をとっていた。この全体構成と各構成要素は、統治機能が城に集約され、将軍－大名－重臣の関係を軸とする統治の仕組みが確立したことをあらわしている。

2 つ目は、統治者としての素養を高め、成長したことである。武士たちは、17 世紀後半以降、統治者として必要な「徳と知」を身に付けるために、中国に由来する学問・思想であり武士の統治理念となった儒学、朝廷が伝承する和歌などの

古典的教養、武家社会が育んだ茶の湯・能・武芸などの作法・精神という３つの分野を総合的に学ぶようになった。彦根城内に設けられた玄宮園は茶の湯、和歌、漢詩、武芸などの総合的な実践の場として、藩校弘道館は家臣が学問や武芸を総合的に学ぶ場として、それぞれ機能した。武士が統治者として必要な「徳と知」を高めたことは、長く安定した秩序を維持することに寄与した。

当該期の日本では、将軍から領地を預けられた大名による統治の拠点として約200 の城が機能し、これらの多くは彦根城と共通する全体構成と構成要素を持っていた。19 世紀後半、武士による統治が終焉を迎えると、ほとんどの城が役割を終えて取り壊され、あるいはその後戦災などで失われたが、彦根城は例外的に保存され、現在まで伝えられている。

近代化以前の当該期の世界では、それぞれの地域ごとに異なる統治の仕組みや統治理念によって多様な社会が営まれていた。日本の武士による統治もその１つで、戦士から統治者へ自らの役割を変え、長期間にわたって秩序ある安定した社会を維持したことは、他の地域にない特色である。彦根城は、その全体構成と構成要素によって武士による統治の文化的伝統を表現できる唯一無二の物証であり、顕著な普遍的価値を有している。

５. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

（１）暫定一覧表記載から平成３０年４月１６日世界文化遺産部会報告時点（基準日：平成３０年３月１日）までの取組・体制整備の状況

①担当部局の設置および県市の連絡調整のための会議の開催

- 平成１９年度　彦根市の市長部局に世界遺産担当職員１名を配置。
- 平成２０年度　彦根市の市長部局に彦根城世界遺産登録推進室を設置。
- 平成２６年度　上記推進室のほかに、彦根市教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録準備室を設置。滋賀県教育委員会から専門職員１名の派遣を受けた。
- 平成２７年度　彦根市の世界遺産担当部局を一本化し、教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録推進課を新設。引き続き滋賀県教育委員会から専門職員１名の派遣を受けた。
- 平成２６年度～　県市の連携を密にし、作業の進捗状況や今後の進め方の協議を行うため、県市連絡調整会議を設置。平成２９年度までに１８回開催。
- 平成２６年度～　県市の職員による作業グループを設置し、姫路城との差別化、比較研究など推薦に向けた課題に取り組んだ。平成２９年度までに３４回開催。

②学術検討委員会の設置ならびに国内外専門家の意見聴取

- 平成２３年度から２９年度にかけて、ロンドン大学のタイモン・スクリーチ教授、ローマ大学のパオラ・ファリーニ教授、元イギリス文化省遺産局のクリストファー・ヤング氏、フランス国立東アジア文明研究センターのニコラ・フィエヴェ氏らを彦根市に招聘し、顕著な普遍的価値や資産の保護等について意見聴取した。
- 平成２９年５月３１日、東京大学の西村幸夫教授、エクス・マルセイユ大学のニコラ・フォシェール教授を彦根市に招聘し、世界遺産登録の進め方や学術検

討委員会の立ち上げについて助言を受けた。

・ 平成２９年１０月２３日、第１回学術検討委員会を開催し、構成資産と顕著な普遍的価値、バッファゾーンの範囲、保存管理計画や比較研究について助言を受けた。

・ 平成３０年２月１日、第２回学術検討委員会を開催し、構成資産による顕著な普遍的価値の証明方法、保存管理や比較研究の課題について助言を受けた。

（２）平成３０年４月１６日世界文化遺産部会報告（基準日：平成３０年３月１日）以降、本報告書作成時点（基準日：平成３１年３月１日）までの取組・体制整備の状況

①県市の連絡調整のための会議の開催および彦根市庁内連絡調整会議の設置

・ 平成３０年５月１８日、県市打ち合わせ会議の開催。

・ 平成３０年７月１８日、県市打ち合わせ会議の開催。

・ 県市担当者による推薦書原案(骨子)の検討会議を以下の日程で計１７回実施。
平成３０年４月１７日、５月１７日、５月３０日、６月１４日、７月２日、７月１３日、８月７日、８月１７日、８月２７日、９月５日、９月１９日、１０月１６日、１０月２６日、１１月５日、１１月２０日、１１月２７日、１２月１２日

・ 平成３０年１１月８日、県市連絡調整会議（別紙４）を開催。彦根城の顕著な普遍的価値の方向性を確認するとともに、今年度内に推薦書原案（骨子）を作成し文化庁に提出する方針を決定。

・ 平成３１年２月１４日、彦根市の庁内ワーキング会議（別紙５）を開催。推薦書原案（骨子）の内容について意見交換。

・ 平成３１年２月２６日、彦根市の彦根城世界遺産登録にかかる庁内連絡調整会議（別紙５）を開催。推薦書原案（骨子）の内容を共有し、滋賀県を通じて文化庁に提出することについて了承。

②学術検討委員会の設置ならびに国内外専門家の意見聴取

・ 平成３０年４月１６日、京都工芸繊維大学の清水重敦教授と意見交換。

・ 平成３０年５月１１日、京都府立大学の宗田好史教授と意見交換。

・ 平成３０年６月２０日、筑波大学の稲葉信子教授と意見交換。

・ 平成３０年１０月２２日、エクス・マルセイユ大学のニコラ・フォシェール教授を招聘し、意見交換。

・ 平成３０年１０月２９日、筑波大学の稲葉信子教授、東京文化財研究所の西和彦国際情報研究室長（学術検討委員会委員）と意見交換。県市で検討している彦根城の顕著な普遍的価値の方向性について、概ね妥当である旨の評価を得た。

・ 平成３０年１１月２９日、滋賀県立大学の中井均教授と意見交換。

・ 平成３１年２月１３日、京都府立大学の宗田好史教授と意見交換。推薦書原案（骨子）を現状の成果として文化庁に提出することに理解を得る。

・ 平成３１年２月１５日、筑波大学の稲葉信子教授、東京文化財研究所の西和彦国際情報研究室長と意見交換。推薦書原案（骨子）を現状の成果として文化庁

に提出することに理解を得るとともに、今後議論すべき課題についての指導。

・ 平成３１年２月２０日、学術検討委員会を開催。推薦書原案（骨子）について検討。現状の成果として文化庁に提出することに理解を得るとともに、今後の課題についても多くの意見を得た。（出席者：清水委員・岩本委員）
（学術検討委員会の委員名簿は別紙３のとおり）

③文化庁との協議

・ 文化庁の調査官と県市担当者との協議を以下の日程で計４回実施。
平成３０年５月１日、６月２０日、９月１０日、平成３１年２月１８日

④先進地の視察、研究会への参加

・ ４月２５日、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議を訪問。
・ ９月２８日、世界遺産研究協議会（東京文化財研究所）に参加。
・ １０月２４日、世界文化遺産の遺産影響評価に関する報告会（東京文化財研究所）に参加。

⑤講演会の開催と応援組織の立ち上げ

・ 平成３０年５月２８日、市民による応援組織「彦根城世界遺産登録 意見交換・応援１０００人委員会」が設立された。当委員会では、ロゴマークの選定やバナーフラッグ､ポスターの制作など､普及啓発活動を中心に意見をいただいた。
・ 平成３０年１０月５日～平成３１年２月１６日、彦根商工会議所との共催事業として、市内の公民館を巡回する文化セミナー「世界遺産について学ぶ」を開催（全９回)。世界遺産登録を目指す意義や彦根城の価値について説明。
・ 平成３０年１０月２２日、エクス・マルセイユ大学のニコラ・フォシェール教授による講演会「世界からみた彦根城」を開催（「１０００人委員会」の全体研修会)。
・ 平成３０年１０月２３日～２６日、日本イコモス国内委員会と実行委員会を組織し、ＩＣＯＦＯＲＴ彦根大会を開催。ＩＣＯＦＯＲＴはイコモスの下部組織で、城郭・城塞都市などの研究・保存についての国際学会である。大会では、彦根城と城下町の特質について発表を行い、彦根城の価値について意見交換を行った（別紙６)。

６. 推薦に向けた課題

（１）平成３０年４月１６日の文化審議会世界文化遺産部会において、彦根城に対する課題が明らかにされた。

・ 顕著な普遍的価値の妥当性に関する検討。
・ 主張する価値とそれを証明する構成資産との対応関係に関する検討。
・ 主張する価値に立脚した比較研究の実施。
・ 開発圧力が比較的強い都市域において、特に資産周辺における影響をいかに制御するか。
・ 主張する価値等について国内外で広く共有を図ることが必要。

平成３０年度には、これらの課題に対して、学術検討委員会委員をはじめとする国内外の専門家との意見交換を行い、顕著な普遍的価値を「江戸時代の統治の

仕組み」を主題とするものとし（別紙７）、統治の拠点であった「第二の堀より内側の範囲および埋木舎」を資産範囲とした（別紙８）。

このような価値に立脚し、姫路城を含む国内の城郭とは、統治に必要な諸施設が城内に設けられていたか､現在も保存されているかという観点から比較を行い、彦根城が江戸時代の統治の文化的伝統を現存する資産によってあらわすことのできる唯一の例であるという結論に達した。国際比較からは、同様の特徴を持つ城郭は世界遺産に登録されていないとの結論を得た。

また、これによって、開発圧力の強い都市域を資産範囲から除外し、緩衝地帯として保存管理を検討することとした。

（２）今後の課題については以下のように考える。

- 「顕著な普遍的価値」のさらなる検討を進め、より精緻なものにすること。
- 「顕著な普遍的価値」に対応する資産範囲を「第二の堀より内側の範囲および埋木舎」とすることの妥当性の説明。
- 国内比較において、天守、御殿、重臣屋敷、庭園、藩校を「統治に必要な構成要素」とすることの妥当性の説明。
- 「顕著な普遍的価値」に立脚した国際比較をより精緻なものにすること。
- 緩衝地帯の範囲の妥当性の確保と必要な計画等の立案。
- 包括的保存管理計画の実施に向けての計画的な作業の実施。
- 地元の理解と支援を深めること。
- 国内外に向けて価値を発信し、彦根城に関する研究を充実させること。

7. 基準の適用

登録基準（iii）

彦根城は、17 世紀から 19 世紀半ばの日本において、武士が戦士から統治者へ自らの役割を変えることにより、200 年以上にわたって秩序ある安定した社会を維持した文化的伝統の物証である。

登録基準（iv）

彦根城は、世界の地域ごとに異なる統治の仕組みや統治理念によって多様な社会が営まれていた近代化以前の段階において、戦士から統治者へ転換した武士が 200 年以上にわたって秩序ある安定した社会を維持したことをあらわす建築の集合体の顕著な見本である。

登録基準（vi）

彦根城は、17 世紀から 19 世紀半ばの日本において、武士が戦士から統治者へ転換し、秩序ある安定した社会を確立・維持したという出来事と直接的に関連している。

8. 真実性／完全性の証明

（１）真実性

本資産の真実性は、彦根城および各構成要素の調査研究によって裏付けられて

いる。彦根城全体と資産範囲内の建造物、考古学的遺構、庭園、石垣・堀などの構成要素は、以下の各属性に基づく高い真実性を保っている。

①形状・意匠

構成要素のうち建造物は、いずれも修理を重ねながら江戸時代の形状・意匠を保っている。御殿跡、重臣屋敷跡、藩校跡は、発掘調査によって絵図と一致する形状の建物跡、屋敷の境界などの考古学的遺構が確認されている。玄宮園は、絵図と一致する形状・意匠を保っている。石垣は、修理の際には記録に基づいて修理前と同じ形状に積み直されており、江戸時代の形状・意匠を保っている。

②材料・材質

構成要素のうち建造物は、修理の際に可能な限り当初の部材を使用し、損傷の著しい部材は同じ材料・材質のものに取り換えている。石垣の修理では、修理前の石材をそのまま使用するが、欠損部分については周囲に落下または城内で保管されている同じ材質の石材により補っている。

③用途・機能

武士による統治の文化的伝統を伝える史跡として広く公開・活用されている。特に天守は彦根のシンボルとして、玄宮園は文化的な活動を追体験する場として、現在も機能している。

④伝統・技能・管理体制

構成要素のうち建造物、庭園、石垣は、いずれも修理を重ねながら保存されているが、江戸時代と同様の伝統的な技法が用いられている。

⑤所在地・周辺環境

彦根城とその大部分の構成要素は、築城当初から位置を変えずに存続している。緩衝地帯については、景観法や都市計画法等に基づく規制によって、全体として望ましい周辺環境が維持されている。

（２）完全性

本資産の顕著な普遍的価値をあらわす全ての要素は資産範囲内に含まれており、資産範囲は過不足なく適切に設定されている。資産は、開発や管理放棄による悪影響を受けることなく、適切に保存管理され、良好な状態である。

①顕著な普遍的価値を表現するのに必要な要素が全て含まれているか。

江戸時代の武士による統治の仕組みは、将軍－大名－重臣の関係を軸とする統治の仕組みが確立され、大名の城へ重臣が集住し、彼らが組織的に統治を担ったことを特徴としている。将軍－大名－重臣の関係は、将軍と城主との関係を象徴する天守、城主の居住空間である御殿、重臣が集住した空間である重臣屋敷と、これらの位置関係によって示されている。大名の城への重臣の集住は、御殿の周囲に重臣屋敷が配置されたことによって読み取れる。大名と重臣による組織的な統治は、合議や儀礼の場となった御殿を中枢として展開された。

武士たちは、統治者に必要な「徳と知」を身に付け、統治者として成長するために、武士の統治理念となった儒学、和歌などの古典的教養、茶の湯・能・武芸などの作法・精神を総合的に学んだ。庭園は、城主とその家族、重臣らが、和歌、

漢詩、茶の湯、武芸などを総合的に実践する場となった。藩校は、家臣が学問と武芸を総合的に学ぶ場となった。

これらの構成要素は、石垣・堀によって厳重に区画された範囲内に配置され、互いに結びつき、一体となって統治の拠点として機能していた。

以上のように、本資産の範囲に含まれる天守、御殿、重臣屋敷、庭園、藩校、石垣・堀などの構成要素とその位置関係は、武士による統治の文化的伝統を過不足なく表現しており、資産全体として顕著な普遍的価値をあらわしている。

②資産の重要性を示す特質や背景を不足なく代表するために、適切な規模が確保されているか。

本資産の範囲は、第一の堀によって区画された一の郭、第二の堀によって区画された二の郭の全域と、第二の堀の外側のうち埋木舎である。武士による統治の文化的伝統を表現するために必要な上記の構成要素は、全てこの範囲に含まれている。

③開発および／または管理放棄による負の影響を受けているか。

本資産は、文化財保護法に基づく特別史跡に指定されている範囲と、その指定範囲に挟まれた市道の一部範囲から成る。この範囲内には、文化財保護法に基づく国宝１件、重要文化財５件、名勝１件が含まれている。行政および所有者は、文化財保護法に基づいて本資産を適切に保存管理しており、顕著な普遍的価値を損なうような開発や管理放棄による負の影響は生じない。ただし、資産の内部には阻害要素となる施設等もあり、今後の課題となっている。また、自然災害への対応策を検討する必要もある（別紙９）。

緩衝地帯は、景観法や都市計画法等に基づく規制により、望ましい周辺環境が保全されている。

9. 類似資産との比較研究

（１）同種の世界遺産および暫定一覧表記載資産との比較

既登録の世界遺産のうち、「城（castle, fort, citadel またはその派生語）」として登録されているものを対象とし（アジアの場合は暫定一覧表記載資産を含む）、資産に統治の仕組みがあらわれているかを分析した。その結果、世界遺産および暫定一覧表記載資産の城には統治の拠点となったものがあるが、統治の正当性の象徴となる施設を中心に、統治者の居住・執務空間があり、統治者全体の居住地が配置され、教養・学問の施設を備えたものは存在しないことが明らかになった。特に、統治者の集団が集住し、その居住地が秩序をもって配置されている城は例外的である。江戸時代の日本の城の構成によってあらわされる統治の仕組みは、他国にはみられない。

今後は、以上の検討に加えて、江戸時代の統治の仕組みが世界史的な重要性を持つことを示すために、当該期の各国（各地域）の統治の仕組みを比較し、その多様性と日本の江戸時代が持つ特色を確認することが必要と考えている。

（２）日本国内における同種の資産との比較

江戸時代に将軍および大名の統治拠点となった全ての城を対象とし、全体構成

と統治に関連する構成要素の江戸時代における状態、現在の保存状態を比較した。その結果、これらの城のうち、教科書的な構成を持ち、天守、御殿、重臣屋敷、庭園、藩校という５つの構成要素が真実性・完全性をもって全て保存されているのは、彦根城だけであることが明らかになった。彦根城は、現存する資産によって、江戸時代の武士による統治の文化的伝統をあらわすことのできる無二の存在といえる。

10. 構成資産の一覧表及び範囲図

一覧表　別紙１のとおり
範囲図　別紙２のとおり

11. 緩衝地帯（バッファー・ゾーン）の範囲図と適用される規制の内容

（１）緩衝地帯の範囲図

別紙２のとおり

（２）適用される規制の内容

現在、緩衝地帯に対して景観法、屋外広告物法、都市計画法、文化財保護法等に基づいた土地利用規制および保護・保全計画を設けている。また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、緩衝地帯を含む範囲の歴史的風致の向上に努めている。

なお、旧城下町地域を基本に緩衝地帯の範囲を設定したため、資産および緩衝地帯の北側（旧内湖地域）は、現時点では緩衝地帯に含んでいない。

12. 保存活用計画等の策定状況

（１）策定済みの計画

・特別史跡彦根城跡保存活用計画（平成２８年３月）

（２）策定予定の計画

・特別史跡彦根城跡整備基本計画（平成３１年度から改定）
・名勝玄宮楽々園保存活用計画（平成３１年度から策定）
・特別史跡彦根城跡内国宝・重要文化財建造物保存活用計画
　（現在耐震診断を実施しており、その結果を受けて策定する予定）
・包括的保存管理計画（平成３２年度以降）

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

・平成３０年度　推薦書原案（骨子）を文化庁へ提出
・平成３１～３３年度　推薦書原案の作成、諸計画の策定
・平成３４年度　ユネスコへの推薦決定、推薦書提出
・平成３６年度　世界遺産登録（目標）

14. その他

特になし

別紙1　構成資産の一覧表

資産名称　　彦根城

No.	（ふりがな） 構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	（ふりがな） 所在地	指定等にむけた 準備状況	備考
1	ひこねじょう 彦根城	特別史跡 （資産範囲に含まれる構成要素のうち、天守は国宝、太鼓門櫓・天秤櫓・西の丸三重櫓・佐和口多聞櫓・馬屋は重要文化財、玄宮楽々園は名勝）	（資産範囲に含まれる構成要素のうち、表御殿能舞台、旧西郷屋敷長屋門は彦根市指定文化財）	しがけんひこねし 滋賀県彦根市		

※例1～例3を参考に記載してください（報告時には例1～例3は削除してください）。
※行は適宜追加、削除してください。
※行の高さ、列の幅は任意ですがA4用紙（縦）による報告としてください（2枚以上となっても構いません）。
※備考欄には特記事項があれば記載してください。

別紙２　資産および緩衝地帯の範囲図

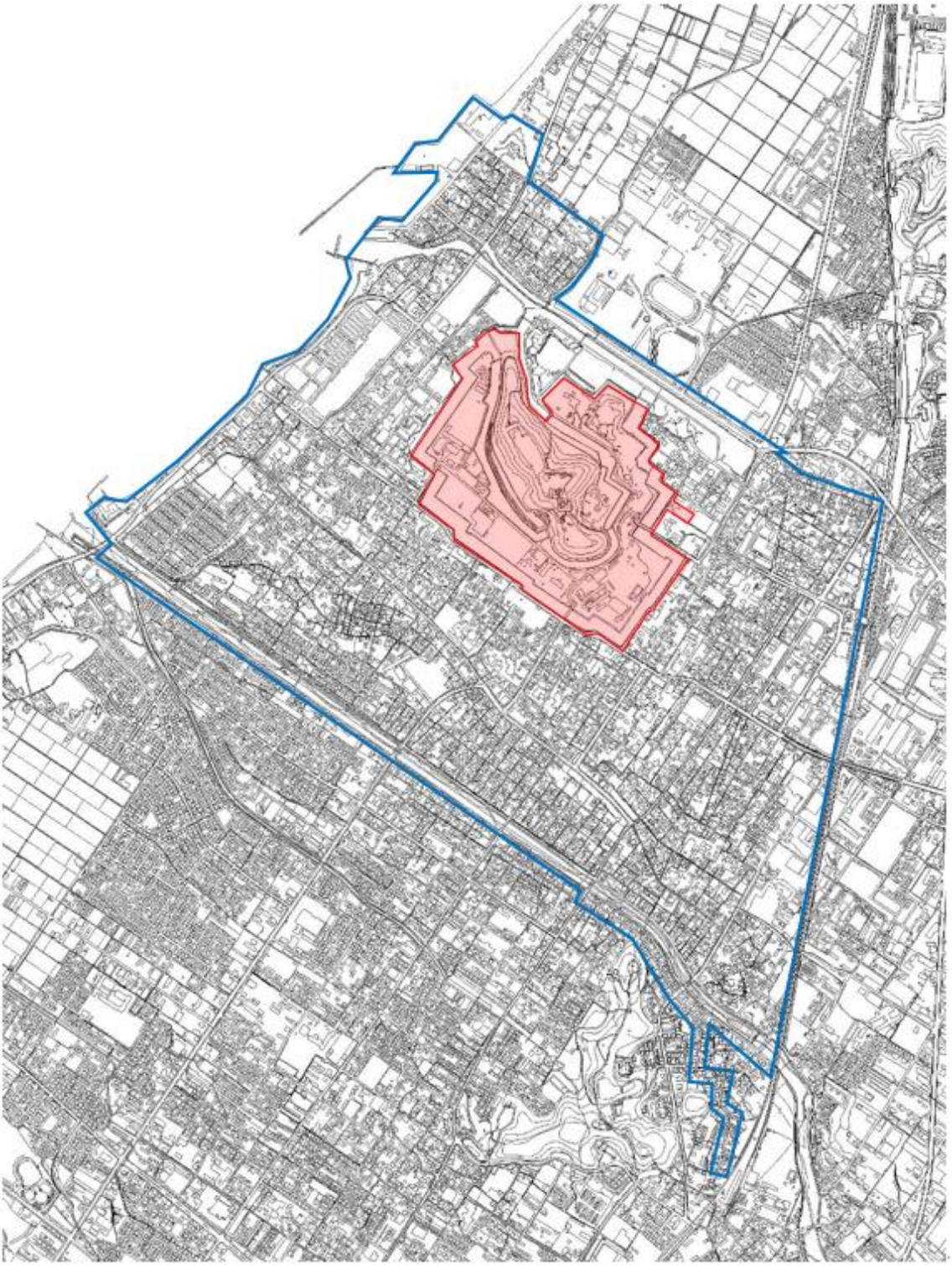

凡例　資産範囲
緩衝地帯

SCALE　1：20,000
0　100　250　500m

別紙３　彦根城世界遺産登録にかかる学術検討委員会　委員名簿

稲葉　信子　筑波大学教授

岩本　馨　　京都工芸繊維大学准教授

清水　重敦　京都工芸繊維大学教授

中井　均　　滋賀県立大学教授

西　　和彦　東京文化財研究所　国際情報研究室長

宗田　好史　京都府立大学教授

（平成３１年３月１日現在）

別紙４　彦根城世界遺産登録県市連絡調整会議設置規程（内規）

（設置）

第 1 条　世界遺産暫定一覧表に記載されている彦根城の世界遺産登録について、滋賀県および彦根市が互いに連携を図りながら推進するため、彦根城世界遺産登録県市連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　彦根城の世界遺産登録に係る進捗状況および課題の確認に関すること。

(2)　彦根城の世界遺産登録の推進に係る情報交換および連絡調整に関すること。

(3)　その他調整会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条　調整会議は滋賀県および彦根市の職員で構成し、次に掲げる者とする。

滋賀県教育委員会事務局　文化財保護課　課長

滋賀県教育委員会事務局　文化財保護課　課員

彦根市教育委員会事務局　文化財部長

彦根市教育委員会事務局　文化財部　彦根城世界遺産登録推進課長

彦根市教育委員会事務局　文化財部　彦根城世界遺産登録推進課　課員

（会議）

第 4 条　調整会議は、滋賀県および彦根市の協議により開催する。

2　調整会議の進行は彦根市が担当する。

3　調整会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見または説明を聞くことができる。

（庶務）

第 5 条　調整会議の庶務は、彦根市教育委員会事務局文化財部彦根城世界遺産登録推進課において処理する。

（その他）

第 6 条　この規程に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、滋賀県と彦根市が協議によって定める。

付　則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 19 日から施行する。

別紙５　彦根城世界遺産登録にかかる庁内連絡調整会議設置規程（内規）

（設置）
第１条　彦根城世界遺産登録の実現に向けて、庁内の連絡調整を行うため、彦根城世界遺産登録にかかる庁内連絡調整会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

（連絡調整事項）
第２条　庁内会議は、次に掲げる事項の連絡調整を行うものとする。
（１）彦根城の価値の証明に関すること。
（２）構成資産や緩衝地帯等の保存管理に関すること。
（３）構成資産や緩衝地帯等の活用および市民啓発・情報発信に関すること。
（４）彦根城世界遺産登録にかかる庁内の体制に関すること。
（５）その他、彦根城世界遺産登録の実現に向けて必要な業務に関すること。

（組織）
第３条　庁内会議は、市長が統括し、副市長、教育長ならびに別表第１に掲げる者で組織する。

（会議）
第４条　庁内会議は市長が招集し、情報の共有や意見交換等を行う。
２　庁内会議の開催は、構成員の半数以上の出席を必要とする。
３　庁内会議に市長が出席できない場合は副市長が統括し、市長・副市長が出席できない場合は教育長が統括する。
４　別表１に掲げる者が会議に出席できない場合は、それぞれの部署から代理の者を出席させることができる。
５　市長は、必要に応じて、庁内会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（ワーキング会議）
第５条　庁内会議の下に、第２条に掲げた事項の詳細な連絡調整を行うためのワーキング会議を設置する。
２　ワーキング会議は、別表第２に掲げる所属長で組織し、所属長がワーキング会議に出席できない場合は、それぞれの所属から代理の者を出席させることができる。
３　ワーキング会議には定足数を設けない。議事の内容に応じて、関係する所属長が参加する。また、ワーキング会議には、必要に応じて、関係者が出席することができる。
４　ワーキング会議の結果については、適宜、庁内会議で報告する。

（庶務）
第６条　庁内会議（ワーキング会議を含む。）の庶務は、彦根城世界遺産登録推進課ならびにシティプロモーション推進課において処理する。

（その他）
第７条　この規定に定めるもののほか、庁内会議ならびにワーキング会議の運営に必要な事項は、それぞれの会議に諮って定める。

付　則
（施行期日）
この規定は、平成３０年１２月２１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

・市長直轄組織参事（総括）
・市長直轄組織参事（世界遺産登録を推進するまちづくり担当）
・企画振興部長
・産業部長
・都市建設部長
・文化財部長

別表第２（第５条関係）

・市長直轄組織　シティプロモーション推進課長
・企画振興部　　企画課長、国体準備室長
・産業部　　観光企画課長
・都市建設部　　道路河川課長、都市計画課長、建築指導課長、交通対策課長
・文化財部　　文化財課長、彦根城世界遺産登録推進課長

別紙６　ICOFORT 国際会議 2018 in 彦根の開催について

ICOFORT（城塞・軍事遺産国際学術委員会）は、世界遺産登録にかかる現地調査や提言等を行う ICOMOS の下部組織であり、世界各地の城郭、要塞、軍港、古戦場など軍事に関する施設や戦跡について、歴史評価、遺産としての価値づけ、保存活用方法などの検討を行ってきた。毎年、担当国の ICOFORT 委員会が学術会議や視察ツアーなどを開催しているが、平成 30 年度には、日本の ICOFORT 委員会である日本イコモス国内委員会が彦根市などと共同で実行委員会を組織し、本年 10 月に、「城塞と都市の防御」をテーマに、アジア初の ICOFORT 学術会議を彦根市で開催した。

【大会スケジュール】

10 月 22 日（月）
プレイベント能公演「高砂・羽衣」（彦根城博物館能舞台、一般公開）
10 月 23 日（火）
記念シンポジウム（ひこね市文化プラザエコーホール、一般公開）
開会の辞　大久保貴（彦根市長）
開会挨拶　河野俊行（ICOMOS 会長）
ミラグロス・フローレンス・ロマン（ICOFORT 委員長）
基調講演　中井均（滋賀県立大学教授）
「日本近世城郭の本質的価値－普請と惣構－」
ニコラ・フォシェール（エクス・マルセイユ大学教授）
「ヨーロッパの城郭と都市」
パネルディスカッション「乱の時代/和の時代－東アジア世界から見た城郭と都市」
山根裕子（彦根市特別顧問）「彦根の城と城下」
松本慎二（南島原市教育委員会文化財課長）「島原天草一揆と原城」
趙斗元（韓国京畿文化財団主任研究員）「朝鮮王朝における城郭とその発展」
呂海平（瀋陽建築大学教授）「明清時代の都市防衛－長城と辺牆」
伊藤洋子（芝浦工業大学教授）司会
閉会の辞　西村幸夫（日本イコモス国内委員会委員長）
展覧会「世界の城郭展」（ひこね市文化プラザメッセ棟、～10 月 25 日、一般公開）
10 月 24 日（水）
学術セッション（ひこね市文化プラザメッセ棟）
※テーマ；「城郭と要塞（日本の城郭の発展）」、「都市・集落の防衛システムと技術（古代の城塞都市ならびに植民都市）」、「海事と軍港（軍港とその防衛）」、「戦争の記憶と景観（今日に伝わる記憶と景観）」
歓迎イベント　狂言公演（ひこね市文化プラザメッセホール）
彦根城視察
10 月 25 日（木）
学術セッション（ひこね市文化プラザメッセ棟）
※テーマ；「城郭と要塞（東アジアの城塞、天守、城壁と稜堡）」、「都市・集落の防衛システムと技術（城郭都市）」、「近代の軍事施設と戦跡（近代への転換、冷戦時代の軍事遺産）」、「軍事遺産の記録・保全・マネージメント（保全計画、修復と再建）」
ICOFORT 年次総会
10 月 26 日（金）
エクスカーション（安土城考古博物館、信長の館、伊賀上野忍者博物館）
10 月 27 日（土）～28 日（日）
日本国内視察（長崎、熊本など）

別紙７　彦根城の顕著な普遍的価値の検討

彦根城は、17 世紀から 19 世紀半ばの日本において、武士が戦士から統治者へ自らの役割を変えることにより、200 年以上にわたって秩序ある安定した社会を維持した文化的伝統の物証である。

2 つの動きによって確立・維持された

①戦いが起こることのない、秩序ある安定した社会を維持する統治の仕組みを確立した

・将軍－大名－重臣の関係を軸とする秩序
・統治者の城への集住
・大名と重臣が組織的に領地全体を統治

②武士が統治者としての素養（徳と知）を高め、成長した

・中国に由来する学問・思想（儒学）
・朝廷が伝承する古典的教養（和歌など）
・武家社会が育んだ作法・精神（茶、能、武芸）
→起源の異なる 3 つの素養の総合的修養
東アジア世界の統治者に必要な「徳と知」

多様な統治の仕組みによって社会が営まれていた近代化以前の当該期の世界において、日本の武士による統治の仕組みは、他の地域にない特色を持っている。

3.2　比較分析（国外）

2.b　歴史と発展

2.b.1
武士の領地をめぐる戦いの時代

15 世紀後半～16 世紀　戦国時代
1576　織田信長、安土城を築く
1590　豊臣秀吉、全国を統一

2.b.2
秩序ある安定した社会を築くための統治の仕組みの確立

1600　関ヶ原の戦い
1603　徳川家康、将軍になる
1604　彦根城の築城工事開始
1606　天守が建てられる
1615　大坂の陣　→統一政権の完成
武家諸法度、一国一城令
彦根城の築城工事再開
1622 頃　彦根城の築城工事完了
（表御殿、重臣屋敷、石垣・堀など）
1664　将軍家が領知判物を一斉交付

2.b.3
武士の統治者としての成長

17 世紀後半～　全国で庭園造営が盛んに
1677-79　玄宮園、槻御殿がつくられる
1683　武家諸法度、「文武忠孝」を掲げる
1695　井伊直興、「畳の上の奉公」に励むよう家臣に訓示
18 世紀後半～　全国で藩校設立が盛んに
1799　藩校稽古館（後の弘道館）設立

2.b.4
武士による統治の終焉

1858　日米修好通商条約
1860　桜田門外の変
1868　明治維新
1871　廃藩置県
1878　彦根城の保存が決定される

2.a　資産の説明

天守（統治の正当性と永続性の象徴）
※櫓（天守の象徴性を補完）
表御殿（城主の居住空間、統治の中枢）
※槻御殿（第 2 の御殿）、**埋木舎**（庶子）
重臣屋敷（統治に責任を負う重臣の集住）
→石垣・堀で区画して一体化

玄宮園（城主と家族、重臣らによる和歌、漢詩、茶の湯、武芸などの総合的実践）
※表御殿、槻御殿（茶室、能舞台）
※埋木舎（茶の湯など庶子の総合的修養）

藩校弘道館（家臣への儒学を中心とする学問、武芸の総合的教育）

同時代の約 200 の城のうち、教科書的な構成を持ち、統治の仕組みをあらわす構成要素が真実性・完全性をもって全て保存されているのは、彦根城だけである。

3.2　比較分析（国内）

別紙８　資産範囲に含まれる構成要素と顕著な普遍的価値の関係

図　資産範囲と構成要素の位置

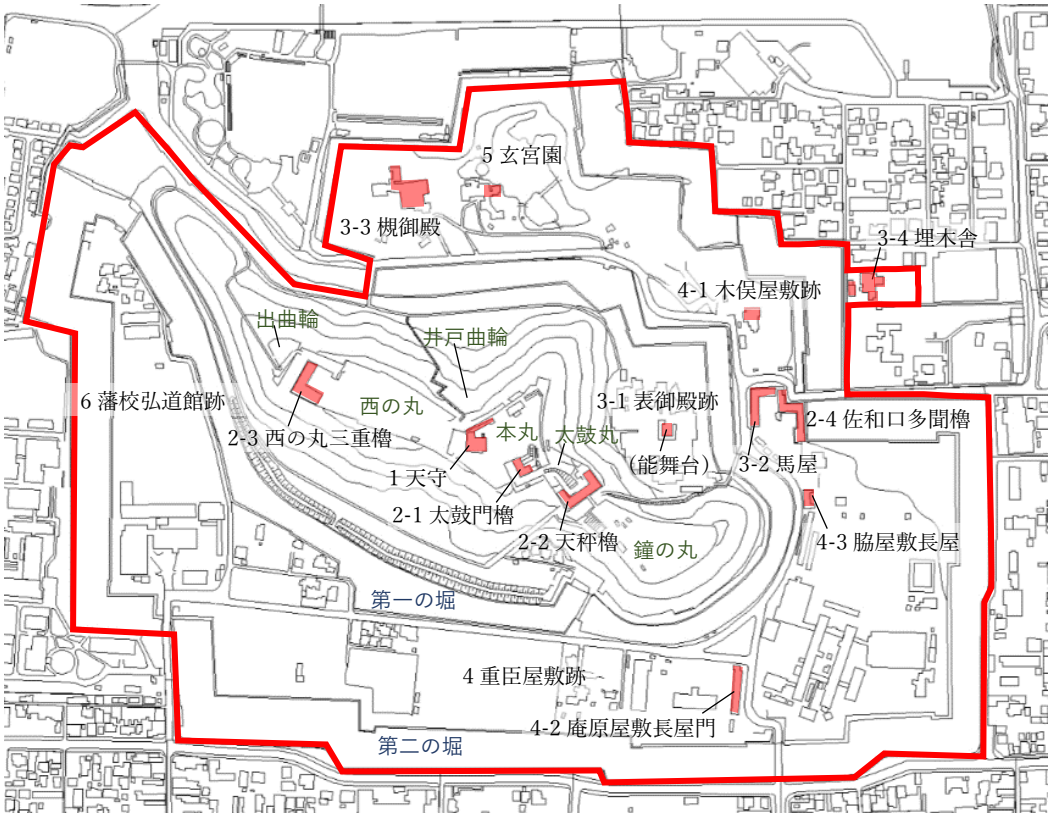

構成要素１	天守	統治の正当性と永続性の象徴
構成要素２	櫓	天守の象徴としての機能を補完
構成要素３	御殿跡	城主とその家族の居住空間、統治の中枢
	３－１　表御殿跡	城主の居住空間、城主と重臣による組織的な統治の中枢
	３－２　馬屋	城主の馬を飼育する施設（表御殿の付属施設）
	３－３　槻御殿	城主の第２の御殿、表御殿の機能を補完
	３－４　埋木舎	城主の子弟のうち跡継ぎ以外の男子を養育する屋敷
構成要素４	重臣屋敷跡	統治に責任を負う重臣たちが集住した空間
構成要素５	玄宮園	城主らが和歌、漢詩、茶の湯、武芸などを総合的に実践する場
構成要素６	藩校弘道館跡	家臣が学問と武芸を総合的に学ぶための教育施設
構成要素７	石垣・堀	城郭を区画し、城内の空間を統治の拠点として一体化

表　構成要素と顕著な普遍的価値との関連性

	①秩序ある安定した社会を維持する統治の仕組みを確立した			②統治者としての素養（徳と知）を高め、成長した		
	将軍-大名-重臣の秩序	統治者の集住	組織的な統治	学問・思想（儒学）	古典的教養（和歌、漢詩）	作法・精神（茶、能、武芸）
1　天守	◎					
2　櫓	○					
2-1 太鼓門櫓						
2-2 天秤櫓						
2-3 西の丸三重櫓						
2-4 佐和口多聞櫓						
3　御殿跡	◎	◎	◎			○
3-1 表御殿跡						
3-2 馬屋	○					
3-3 槻御殿		◎				○
3-4 埋木舎		◎		○	○	○
4　重臣屋敷跡	◎	◎	○			
4-1 木俣屋敷						
4-2 庵原屋敷長屋門						
4-3 脇屋敷長屋						
5　玄宮園					◎	◎
6　藩校弘道館跡				◎		◎
7　石垣・堀	◎（全体を一体化）					

◎：強い関連性がある

○：関連性がある

別紙9　保全状況と資産に影響を与える諸条件

区分	分類	法規制等					保全状況	開発圧力			気象変動					自然災害					来訪者
	項目　細分	史跡	名勝	有形	自然	河川		道路	その他施設	インフラ	気象変動	酸性雨	大気汚染	外来種等	樹木	台風	大雨洪水	降雪	地震	火災	
考古学的遺構	人工地形等	◎			●		一部が崩落			景観	要注意			要注意		土砂崩落・流出			崩壊		踏みしめ
	建物等に関する　顕在	◎			●		一部に土砂流出	車両圧		破損・景観	要注意			要注意		流出			土砂流出		踏みしめ
	地下	◎			●		良好	車両圧		破損・景観	要注意			要注意		流出			土砂流出		踏みしめ
石垣	水堀と一体	◎			●		一部が崩落	車両圧		景観	要注意			要注意		崩落			崩壊		
	建物と一体	◎		○	●		良好	接触		景観	要注意			要注意		崩落			崩壊		
	その他	◎			●		良好			景観	要注意			要注意		崩落			崩壊		
歴史的建造	文化財建造物	◎		○	●		良好・修理済	接触		景観	要注意					倒壊・毀損		倒壊・毀損	倒壊	焼失	毀損
	史跡構成物件	◎		△	●		良好	接触		景観	要注意					倒壊・毀損	浸水	倒壊・毀損	倒壊	焼失	毀損
	名勝構成物件	◎	○	△			良好			景観	要注意					倒壊・毀損	浸水	倒壊・毀損	倒壊	焼失	毀損
庭園	御殿（槻御殿）	◎	○	△			建物・修理中				要注意					倒壊・毀損	浸水	倒壊・毀損	倒壊	焼失	毀損
	庭園（玄宮園）	◎	○				良好・修理中	車両圧			要注意			要注意		倒木・倒壊	浸水		倒壊・水位	焼失	毀損
水堀	内堀	◎			●	●	良好				要注意			要注意			洪水				
	中堀	◎				●	良好				要注意			要注意			洪水				
その他	植生　自然	◎			●		良好			景観	要注意								倒壊	焼失	
	植樹	◎			●		良好				要注意			要注意					倒壊	焼失	
	その他自然環境	◎			●		良好				要注意			要注意					崩壊		
緩衝地帯		景観法・屋外広告物法・都市計画法・文化財保護法　など					良好・一部に阻害要素	渋滞・環境悪化	環境・景観	景観	要注意		要注意	要注意		倒壊・毀損	浸水・洪水	交通渋滞	倒壊・崩壊	焼失	交通渋滞等

◎：計画あり
○：今後、計画立案
△：計画を援用
●：規制在り

開発圧力（道路）：基本的に影響のある改修は許可されない。段階的な通行規制を課す。

開発圧力（その他施設）：資産内での影響ある場合は移転を原則としている。その後、公有化を進める。

開発圧力（社会インフラ）：現状で景観や考古学的遺構に影響を与えている部分が多く、計画的な改修・改善が必要となっている。

気象変動：いずれの項目についても、現在は顕著な影響はないが、いずれも観測を強化させる必要がある。

自然災害（台風・大雨）：予防的措置とともに、排水計画を見直す必要がある。

自然災害（地震）：歴史的建造物については、順次、耐震診断、耐震・免震措置を実施。

来訪者：資産内外の適切な動線整備、遺構保護策、監視体制の拡充を進める。